

災害時における応急対策業務に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と一般社団法人世田谷造園協力会(以下「乙」という。)は、大規模な地震その他の災害が世田谷区内に発生し、若しくは発生するおそれのある場合又は他の区市町村で災害が発生し、応援を求められた場合(以下「災害時」という。)における甲の応急対策及び予防上必要な業務(以下「応急対策業務」という。)に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が災害時に行う応急対策業務に対する乙の協力に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時に、応急対策業務の実施の必要があると認めたときは、乙に対し次に掲げる事項について協力を要請するものとする。

- (1) 災害時における倒木等障害物除去作業に関すること。
- (2) 倒壊建物等からの救出救助活動に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務に関すること。

(要請手続)

第3条 前条の規定による要請は、書面をもって行うものとする。ただし、書面をもって要請することができないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。
2 乙は、前項の規定にかかわらず、世田谷区内に大規模な被害が発生したことを知ったときは、自主的にあらかじめ指定された世田谷区内の拠点に参集するものとする。

(緊急対応)

第4条 災害の状況により、緊急を要すると判断される場合の対応は、別に定めるものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、乙が応急対策活動に要した費用について、乙の通常価格により算出した額を精査確認し請求に基づき予算の範囲内で負担するものとする。

(損害補償)

第6条 甲の要請に基づき、乙の会員が、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第62条第1項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有する状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害保障に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定によりその損害を補償するものとする。

(名簿等の報告)

第7条 乙は、甲に対し、年1回会員名簿及び機材の台数等を報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は平成16年10月15日から平成17年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(その他)

第10条 「世田谷造園協力会」から「一般社団法人世田谷造園協力会」に変更したことに伴い、平成28年4月1日に協定を再締結する。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年4月1日

世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長 保坂展人



瀬田五丁目4番3号

乙 一般社団法人世田谷造園協力会

代表者 理事長 吉村長泰



災害時における
応急対策業務に関する協定書

